

## 春日井市民病院保育所要綱

### (設置)

第1条 春日井市民病院（以下「病院」という。）に、病院に勤務する職員（以下「職員」という。）の子の保育を実施するため、保育所を置く。

### (入所の資格)

第2条 保育所に入所できる者は、職員の子及び敷地内勤務者（病院敷地内に所在する病院以外の事業所に勤務する者をいう。以下同じ。）の子のうち市長が認めるもので3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとする。

### (入所の申請)

第3条 子を保育所に入所させようとする者（以下「申請者」という。）は、入所を希望する1月前までに、保育所入所申請書（第1号様式。一時的な保育のため利用する場合は、一時保育入所申請書（第1号様式の2））に家庭調査票（第2号様式）及び入所までの生活状況（第3号様式）を添えて市長に申し込まなければならない。

### (入所の許可)

第4条 前条の申請を受けた場合は、申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う面接等により、その適否を審査し、入所が適当と認めるときは、保育所入所許可書（第4号様式）を申請者に交付するものとする。

2 入所の有効期間は、申請者が入所を希望する日からその日の属する年度の末日までとする。

### (入所の拒否等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、その入所を拒否し、又は通所を停止し、若しくは退所を命ずることがある。

- (1) 第9条に定める定員を超過するとき。
- (2) 感染疾病その他の悪質な疾患を有するとき。

- (3) 身体虚弱又は精神障害と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(利用者の義務)

第6条 入所の許可を得た者（以下「利用者」という。）は、次に規定する事項を遵守するとともに、保育所の施設の管理及び運営のため指示される事項に従わなければならない。

- (1) 子の送迎については、利用者の責任において行うこと。
- (2) 子の健康状態に配慮すること。
- (3) 入所許可とともに交付される入所に当たっての注意書に規定する事項を遵守すること。

(許可の取消し等)

第7条 利用者が前条の規定に違反したとき、又は施設管理上やむを得ない理由があるときは、第4条の許可を取り消し、又は退所を命ずることがある。

(保育の内容)

第8条 保育の内容は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）に定めるところによる。

(定員)

第9条 保育所の定員は、65人とし、そのうち敷地内勤務者の子の定員は5人とする。この場合において、定員の算定は、市が運営する保育園の定員算定基準を準用する。

(休所日)

第10条 保育所の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることがある。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(保育時間)

第11条 保育所の保育時間は、午前7時45分から午後7時45分（利用者の勤務時間により市長が必要と認める場合は、午後9時45分）までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

(保育料等)

第12条 保育料の額は、日額1,500円（うち、おやつ代40円）とし、毎月納入期限までに前月分を納付しなければならない。ただし、同一の月に徴収する保育料の額は、30,000円を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯で2人以上の子が同時に入所している場合においては、第2子以降の子に係る保育料の額は、日額1,000円とし、同一の月に徴収する保育料の額は、20,000円を上限とする。

3 前2項の規定にかかわらず、一時的な保育のため利用する場合の保育料の額は、日額2,500円（4時間を超えない日については、日額1,500円）とし、同一の月に徴収する保育料の額は、30,000円を上限とする。

4 前3項の規定にかかわらず、午後7時45分から午後9時45分までの保育に係る保育料の額は、1日につき1,000円とし、前3項の保育料と併せて納付するものとする。

5 第1項から第3項までに規定する保育料には、おやつ代として40円を含むものとする。

6 保育料のほか、保育を行う上で必要とする牛乳代、粉ミルク代、おむつ代等として、実費を徴収することとし、納入方法については、第1項の規定を準用する。

(災害対策)

第13条 管理課長は、非常災害に対し、その執るべき措置について、あらかじめ計画を立て必要な訓練を行わなければならない。

(事故の報告)

第14条 管理課長は、災害その他集団的疾患等の事故が生じたときは、それぞれの事故に応じて応急の処置を行うとともに速やかに市長に報告しなければならない。

(施設及び設備の点検)

第15条 管理課長は、保育所の施設及び設備について、その保全に心がけ、修繕、補充等を必要と認めるときは、遅滞なく上司に報告し、その手続きを執らなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年1月1日から施行する。  
(春日井市民病院内託児所要綱の廃止)
- 2 春日井市民病院内託児所要綱(平成2年11月1日施行)は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この要綱施行の際、廃止前の春日井市民病院内託児所要綱の規定に基づき入所の許可を受けている者は、この要綱の規定により入所の許可を受けた者とみなす。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市民病院保育所要綱第12条の適用については、この要綱の施行の日から平成16年3月31日までの間は、同条第1項中「30,000円」とあるのは「20,000円」と、「15,000円」とあるのは「10,000円」とし、同条第

2項中「25,000円」とあるのは「15,000円」と、「12,500円」とあるのは「7,500円」とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年3月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の春日井市民病院保育所要綱の規定は、平成24年3月1日以後の保育所の利用について適用し、同日前の保育所の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。